

女性活躍推進法 一般事業主行動計画（第2回目）

女性が就業継続しやすい環境整備を行い、女性の職種を広げるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日 4年間

2 当協会の課題

- (1) 専門職（指導員等）に占める女性労働者の割合が少ない。
- (2) 女性職員の少ない部門がある。
- (3) 女性の管理職が少ない。
- (4) 全体では年次有給休暇の取得日数は一人あたり年間平均10日以上となっているが、所属で平均以下のところがある。

3 目標

- (1) 女性職員の配置が少ない部門又は専門職の女性の正規雇用を新たに1人以上配置する。
- (2) 将来にわたって女性の管理職候補を育てる。
- (3) 女性が働きやすい環境を整備するため、年次有給休暇の取得日数を一人あたり所属別で年間平均10日以上にする。

【目標1】 女性職員の配置が少ない部門又は専門職の女性の正規雇用を1人以上配置する。

(取組内容)

令和3年4月～ 所属長へヒアリング等を行い、配置体制を検討する。

令和4年4月～ 専門職に必要な資格を得るために、外部講習会等に派遣する。

令和5年4月～ 女性職員が少ない部門に積極的に配置する。

【目標2】 将来にわたって女性の管理職候補を育てる。

(取組内容)

令和3年4月～ 勤続年数10年以上の職員を対象とした研修会を実施する。

【目標3】 女性が働きやすい環境を整備するため、年次有給休暇の取得日数を、所属別で一人あたり年間平均10日以上にする。

(取組内容)

令和3年4月～ 幹部会議・イントラネット等で、年5日の年次有給休暇の取得義務及び年次有給休暇取得によるワークライフバランスを実現することの重要性について周知する。

令和3年4月～ 各所属で計画年休の取得を推進する。